

令和 7 年度盛岡広域くらしの魅力発信及び移住相談会
企画運営業務

業務仕様書

令和 7 年 4 月
盛岡広域振興局

令和7年度盛岡広域くらしの魅力発信及び移住相談会企画運営業務仕様書

この業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度盛岡広域くらしの魅力発信及び移住相談会企画運営業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「企画コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 趣旨

管内出身者やゆかりがある人とのつながりを強化するとともに、岩手県及び東北地方での地方暮らしに関心がある子育て世代を主な対象として、県央圏域の暮らしの魅力等をPRし、各市町への移住等の相談につなげることを目的として、オンライン配信等による魅力発信及び移住相談を行うもの。

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年3月16日（月）まで

(3) 委託料の上限額

2,330,000円（税込）

2 業務の仕様に関する事項

(1) 業務項目

① オンライン配信の実施

県央圏域の暮らしの魅力を発信するオンライン配信を実施する。

② 移住相談会の開催

移住や二地域居住等のニーズを踏まえ、県央圏域の状況紹介や個別相談を行うオンライン及びオフラインの移住相談会を開催する。

③ 配信映像を活用した動画制作

県公式動画チャンネル（YouTube）を始めとした動画配信サービス等への掲載を行うため、上記①及び②においてオンラインで配信した映像を活用し、動画制作を行う。

(2) 業務内容

① 共通事項

ア 対象者

- ・ 管内出身者やゆかりがある人
- ・ 岩手県及び東北地方での地方暮らしに関心がある子育て世代等

イ 実施内容の調整

実施内容等について、事前に県と協議すること。

② オンライン配信の実施

ア 開催方法

「Zoom」等の配信側と参加者の双方向のコミュニケーションが可能なツールを利用したオンライン開催

イ 実施回数

2回

ウ 参加目標人数

20人程度

エ 主な内容及びタイムテーブル

- ・ 2回のうち1回は、移住や二地域居住、テレワーク、ワーケーションをテーマにしたトークライブを実施すること。残る1回について、ゲストトーク、セミナー及びミーティング等の内容を提案すること。
- ・ 各回で、県及び市町からの移住定住関連イベントや制度紹介等（5分程度）を含むこと。
- ・ 各回の配信時間及びタイムテーブルについて、提案すること。

オ 運営・管理

オンライン配信イベントに係る広報、参加希望者の受付・取りまとめ、ゲストスピーカー等の出演交渉及び当日運営に必要な事前調整、配信会場及び機材の手配、資料調製、当日運営等の一切の事務を行うこと。

カ アンケート実施

- ・ 参加者に対し、本事業に対する感想・意見（参加後の移住・二地域居住等に関する意向、良かった点及び改善点などを含む）に関するアンケートを実施し集計・分析すること。
- ・ アンケートで把握すべきと考えられる項目について、上記を参考に提案すること。
- ・ なお、アンケート内容については、県と協議して決定すること。

③ 移住相談会の開催

ア 開催方法

対面と「Zoom」等のコミュニケーションツールを利用したオンラインとの併催

イ 開催日時及び所要時間（予定）

令和7年9月13日（土）午後、4時間程度以内

※ 日時は、変更となる場合があること。

ウ 開催場所（予定）

認定NPO法人ふるさと回帰支援センター セミナールームC

（東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階）

（参考）セミナールームCの規模について

- ・ 広さ：約63㎡
- ・ 収容可能人数：約20人（関係者を除く）
- ・ 席数：スクール形式で最大16席、シアター形式で最大25席程度

※ 開催場所は、変更となる場合があること。

エ 参加目標人数

30人以上

オ 参加対象市町

県央圏域8市町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町）

カ 実施内容

移住や二地域居住等に関する情報発信及び県央圏域8市町による相談対応のプログラムを構成し、運営すること。

キ 主な内容及びタイムテーブル

- ・ 移住や二地域居住等に関するゲストトーク、セミナー、ワークショップ及びミーティング等の内容を提案すること。
- ・ 市町紹介及び市町への個別相談を含めること。
- ・ 所要時間及びタイムテーブルを提案すること。会場の収容人数に制限があるため、二部制とする等の提案も可能であること。

ク 運営・管理

相談会に係る広報、ゲストスピーカー等の出演交渉及び当日運営に必要な事前調整、配信会場及び機材の手配等の一切の事務を行うこと。

ケ アンケート実施

- ・ 参加者に対し、本事業に対する感想・意見（参加後の移住・二地域居住等に関する意向、良かった点及び改善点などを含む）に関するアンケートを実施し集計・分析すること。
- ・ アンケートで把握すべきと考えられる項目について、上記を参考に提案すること。
- ・ なお、アンケート内容については、県と協議して決定すること。

コ その他

開催場所のレイアウト例や利用可能設備等については、別紙を参照のこと。

④ 配信映像を活用した動画制作

- ・ 上記②オンライン配信及び③移住相談会において配信した映像を編集等して、県央圏域の暮らしの魅力を発信する動画を制作する。
- ・ 制作する動画は、15秒程度を3本、3～5分程度を3本とする。
- ・ 制作した動画の視聴を増やす取組の実施について提案すること。

⑤ その他

本業務の実施に際して、仕様書に記載のない事項については、県と受託者が協議し、双方共通認識の下で実施すること。

また、仕様書に関し疑義が生じた場合は、県と受託者が協議すること。

⑥ 委託業務完了報告書の提出

事業が完了したときは、上記①及び②の各工程における実施結果について、速やかに委託業務完了報告書を作成し、県に提出すること。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して書面により報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、(1)により本業務の一部を第三者に委託する場合は、当該委託の相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、(2)により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面により報告しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) **機密の保持**

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) **個人情報の保護**

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 30 年岩手県条例第 10 条）を遵守しなければならない。

(7) **その他**

仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、定めることとする。